〇〇町（自治会）自主防災組織 防災計画

Ⅰ　計画の目的等

１ 計画の名称

この計画は、「〇〇町（自治会）自主防災組織防災計画」と称する。

２ 計画の目的

この計画は、〇〇町（自治会）自主防災組織の防災活動に必要な事項を定め、もって、地震その他の災害による人的、物的被害の発生及びその拡大を防止することを目的とする。

３ 計画の対象範囲

　この計画の対象範囲は、〇〇自治会の範囲とする。

ハザードマップなどで、地域に想定されている災害について、記載しましょう。

４ 地区の特性

（1）想定される災害

　・〇〇川による浸水が想定される区域がある。浸水継続時間は、概ね「　　時間～　　時間」である。

　・土砂災害（特別）警戒区域に指定されている箇所が多数ある。

　・今後３０年以内に震度６弱以上の地震が発生する確率は、〇〇％と「非常に高い」と評価されている。

４ 計画事項

この計画に定める事項は、次のとおりとする。

（1）自主防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）災害危険の把握に関すること。

防災計画で定めてもらいたい事項を記載しております。初めから全て記載するのが難しい場合は、これからの活動を通して徐々に追加していくといった方法でも結構です。

（4）防災訓練に関すること。

（5）情報の収集伝達に関すること。

（6）水防活動、出火防止・初期消火に関すること。

（7）避難及び避難所運営に関すること。

（8）救出・救護に関すること。

（9）安否確認に関すること。

（10）給食・給水に関すること。

（11）避難行動要支援者対策に関すること。

（12）他組織との連携に関すること。

（13）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

Ⅱ　活動体制

１ 自主防災組織の編成及び任務分担

災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、また、平常時の活動をより円滑に行うため次のとおり防災組織を編成する。

（1）組織体系

班編成も組織の規模や地域の実情によって異なるため、まずは地域に必要な最低限の班編成から徐々に編成を充実させていきましょう。

組織体系図

会　長

副会長

防災委員

救出救護班長

水防消火班長

総務情報班長

避難誘導班長

給食給水班長

班構成員

班構成員

班構成員

班構成員

班構成員

（２）任務分担

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 編成班名 | 日常の役割 | 災害時の役割 |
| 総務・情報班 | 全体調整他機関との連絡調整避難行動要支援者の把握情報の収集・伝達広報活動 | 全体調整他機関との連絡調整被害・避難状況の全体把握（避難行動要支援者の避難状況等）状況把握報告活動 |
| 水防・消火班 | 器具点検防火広報 | 水防活動初期消火活動 |
| 救出・救護班 | 資機材調達・整備 | 負傷者等の救出救護活動 |
| 避難誘導班 | 避難路（所）・標識点検 | 住民の避難誘導安否確認 |
| 給食・給水班 | 器具の点検 | 水、食料等の配分炊出し等の給食・給水活動 |

Ⅲ　平常時の活動

１ 防災知識の普及・啓発

地域住民の防災意識を高揚するため、次により防災知識の普及・啓発を行う。

（1）普及・啓発事項

普及・啓発事項は、次のとおりとする。

① 防災組織及び防災計画に関すること。

② 地震、風水害等についての知識（初動対応含む）に関すること。

③ 家庭における住宅の耐震化、家具の転倒防止に関すること。

④ 家庭における飲食料・日用品等の備蓄に関すること。

パンフレットやポスターなどは、手作りのもので結構です。

⑤ 避難に関すること。

⑥ その他防災に関すること。

（2）普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発方法は、次のとおりとする。

① 広報誌、インターネット、パンフレット、ポスター等の配布

② 座談会、講演会、映画会等の開催

③ パネル等の展示

（3）実施時期

火災予防運動期間、防災の日等防災関係諸行事の行われる時期に行うほか、他の催し物に付随する形式で随時実施する。

２ 地域の災害危険の把握

災害予防に資するため、次により地域固有の防災問題に関する把握を行う。

（1）把握事項

把握事項は次のとおりとする。

大まかな危険箇所は、市のハザードマップ等で確認できますが、地区特有の危険箇所は、地域の方しか分かりません。

地域の方皆さんで地域内をくまなく踏査して、危険箇所を把握し、それを地図に落として地区内で情報共有を図ることが必要です。

作成した地図は、随時見直しをしましょう。

① 危険地域、区域等

② 地域の防災施設、設備

③ 地域の災害履歴、災害に関する伝承

④ 大規模災害時の消防活動

（2）把握の方法

災害危険の把握方法は、次のとおりとする。

① 栃木市地域防災計画

② 座談会、講演会、研修会等の開催

③ 防災まち歩き及び防災マップの作成

④ 災害記録の編纂

３ 防災訓練

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により防災訓練を実施する。

訓練は、成功を目指して行う必要はありません。訓練を行うことで始めて地区の課題が明らかになります。

また、訓練を重ねることで、組織的な行動がだんだんと効率的になってきます。まずは、訓練を始めることに大きな意義があります。

とりあえず、やってみましょう。

（1）訓練の種別

訓練は、個別訓練・総合訓練とする。

（2）個別訓練の種類

① 情報収集・伝達訓練

② 消火訓練

③ 救出・救護訓練

④ 避難訓練

⑤ 避難所運営訓練（避難所体験訓練）

⑥ 給食・給水訓練

⑦ その他の訓練

（3）総合訓練

総合訓練は、２以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

（4）訓練実施計画

訓練の実施に際しては、その目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画を作成する。

（5）訓練の時期及び回数

① 風水害を想定した訓練は出水期前（4月～5月）に、地震を想定した訓練は防災月間（9月）に実施する。

② 総合訓練にあっては年１回以上、個別訓練等にあっては随時実施する。

４ 出火防止対策

初期消火の備えとして、各家庭に消火器、水バケツ、消火砂等の設置を促進する。

大地震時等においては、火災の発生が被害を大きくする主な原因であるので、出火防止の徹底を図るため、毎月○日を「防災の日」とし、各家庭において、主に次の事項に重点をおいて点検整備する。

① 火気使用設備器具の整備及びその周辺の整理整頓状況

② 可燃性危険物品等の保管状況

③ 消火器等消火用資機材の整備状況

④ 住宅用火災警報器の設置状況

⑤ その他建物等の危険箇所の状況

５ 情報の収集・伝達手段の確認

被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集・伝達を次により行うこととし、情報の取得源や伝達手段を日頃より確認しておく。

（1）情報収集の手段

総務・情報班員は、地域内の災害情報、防災関係機関および報道機関等の提供する情報を収集する。

避難情報等の収集にあたっては、下表を参考にする。

（2）情報伝達の方法

情報の伝達は、電話、テレビ、ラジオ、インタ－ネット、携帯無線機、伝令等による。

≪参考：避難情報等の収集方法≫

|  |  |
| --- | --- |
| 参考とする情報 | 収集方法 |
| 気象情報 | 〇テレビ、ラジオ〇防災アプリ（Yahoo!防災速報、NHKニュース・防災）〇インターネット・気象庁HP　（https://www.jma.go.jp）〇栃木県防災メール（登録制） |
| 洪水予報・河川水位 | 〇テレビ、ラジオ〇防災アプリ（Yahoo!防災速報、NHKニュース・防災）〇インターネット・国土交通省「川の防災情報」（https://www.river.go.jp/）・気象庁HPの指定河川洪水予報サイト（https://www.jma.go.jp/jp/flood/）・とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報（https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/index.asp）〇栃木県防災メール（登録制） |
| 避難情報等〇高齢者等避難〇避難指示〇緊急安全確保 | 〇テレビ、ラジオ　〇屋外スピーカー〇緊急速報メール〇防災アプリ（Yahoo!防災速報、NHKニュース・防災）〇インターネット・栃木市HP　（https://www.city.tochigi.lg.jp/）・栃木市ツイッター　・栃木市フェイスブック |

６ 避難行動要支援者対策

（1）避難行動要支援者の台帳・マップ等の作成

災害時に避難状況を把握するため、避難行動要支援者の台帳・マップ等を作成する。なお、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、訪問介護員、ボランティア、自治会等と連絡を取り合って定期的に内容を更新する。

（2）避難行動要支援者の避難誘導、救出・救護方法等の検討

避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や効果的な救出・救護活動等についてあらかじめ検討し訓練等に反映させる。

（3）個別避難計画の作成

　　避難行動要支援者に対して、平素から複数名の個別支援者を定めて、個別避難計画を作成するよう努める。なお、計画は、洪水や土砂災害などのリスクの高い場所に住んでいたり、体が不自由で一人暮らしの方など、優先度の高い人から作成を進める。

７ 防災資機材等の整備

防災資機材等の整備及び管理に関しては、次により行う。

（1）配備計画

メガホン、ライト、救急箱、救急用担架、簡易トイレ、備蓄食料などを自主防災組織の規模に合わせて、必要な数を備える。

≪参考：目的別防災資機材≫

|  |  |
| --- | --- |
| 目 的 | 防災資機材 |
| 情報収集・伝達用  | 携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章、 住宅地図、模造紙、メモ帳、油性マジック（安否・被害状況等、情報収集・提供の際に用いる筆記用具として） 等  |
| 初期消火用  | 可搬式動力ポンプ、可搬式散水装置、簡易防火水槽、ホース、スタンドパイプ、格納器具一式、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ、防火井戸 等  |
| 水防用  | 救命ボート、救命胴衣、防水シート、シャベル、ツルハシ、スコップ、ロープ、かけや、くい、土のう袋、ゴム手袋 等  |
| 救出用  | バール、はしご、のこぎり、スコップ、ジャッキ、ペンチ、ハンマー、ロープ、チェーンソー、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、防煙・防塵マスク 等  |
| 救護用  | 担架、救急箱、テント、毛布、シート、簡易ベッド 等  |
| 避難所・避難用  | リヤカー、車いす用避難器具、発電機、警報器具、携帯用投光器、強力ライト、簡易（携帯）トイレ、寝袋、組立式シャワー 等  |
| 給食・給水用  | 炊飯装置、鍋、こんろ、ガスボンベ、給水タンク 等 |
| その他  | 簡易資機材倉庫、ビニールシート、モバイルバッテリー 等毎年、防災の日（９月１日）と決めてしまう方法もあります。わかりやすいように決めてください。 |

（2）定期点検

毎年○月第○ ○曜日を全資機材の点検日とする。

ここは、災害時の動きの例を記載しています。組織内で検討し、必要箇所を修正してください。

Ⅳ　災害時の活動の原則

大前提として、災害時の活動は、自身と家族の安全を確保してから行うものとする。そのため、平常時から、地域住民が各自で災害への備えを十分に行うよう自助の重要性について普及に努める。

また、活動に当たっては、無理をせず、自身の身の安全を最優先に行う。

Ⅴ　地震時の活動

災害警戒（対策）本部体制の確立

次の事象が生じたときは、自主防災会役員及び総務・情報班は、自主的に○○○に集まり、災害警戒（対策）本部を設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害警戒本部 | 震度５弱の地震が発生したとき |
| 災害対策本部 | 震度５強以上の地震が発生したとき |

震度５弱時の対応（災害警戒本部設置）

　【自主防災会役員と総務・情報班】

　・それぞれが自主的に〇〇〇に集まり、地震災害警戒本部を設置する。

　・総務情報班は、テレビ、インターネット等により情報を収集する。

　・会長は、避難誘導班に要配慮者の安否を確認させる。

　・被害が発生している場合は、地震災害対策本部に切り替え各班で対応に当たる。

【避難誘導班】

　・要配慮者の安否確認を行う。

　・必要に応じ、本部へ支援を求める。

【水防消火班、救出救護班、給食給水班の各班員】

　・各班員は、自宅周辺で被害があった場合は、各班長へ報告する。

　・班長からの指示があるまで自宅で待機する。

震度５強以上時の対応（災害対策本部設置）

**【自主防災会役員と総務・情報班】**

　・それぞれが自主的に〇〇〇に集まり、地震災害対策本部を設置する。

　・会長は、被害情報の把握に努め、各班に指示を出し対応に当たらせる。

　・各班長は、会長の指示により災害対応に当たる。

　・総務情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて地域住民に伝達する。

　・総務情報班は、地域住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。

　・総務情報班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

**【水防・消火班】**

　・火災を発見しない限りは、まずは災害対策本部へ集合する。火災を発見した場合は、消防署並びに災害対策本部に連絡を入れた後、現地で消火作業に当たる。

　・班長の指示により、火災発生現場に駆けつけ消火作業を行う。

　・状況によっては、救出・救護班とともに救護活動を行う。

　・地域住民の安否が確認できたら、道路や山の斜面に亀裂等が無いか被害状況を点検し、異常が見られた場合は市に連絡する。

**【救出・救護班】**

　・家屋倒壊などの被害が見られない場合は、まずは災害対策本部に集合する。

　・地域内をパトロールして、被害状況を把握する。

　・班長の指示により、要救助者の救助活動を行う。

・負傷者が医師の手当を要する場合は、医療機関又は防災関係機関の設置する応急救護所に搬送する。

≪地域内の病院・診療所≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 名称 | 所在地 | 連絡先 |
| １ |  |  |  |
| ２ |  |  |  |
| ３ |  |  |  |

　・状況によっては、水防・消火班とともに消火活動を行う。

**【避難誘導班】**

　・災害対策本部に直接参集せず、複数名で隣保単位に集合して、地域住民（避難行動要支援者を含む）の安否確認を行う。

　・避難行動要支援者の個別支援者は、直接担当する要支援者の安否確認を行う。

　・可能な限り班長に安否確認を開始する旨の連絡を入れ、終了後は結果報告を行う。

　・安否確認中に火災又は要救助者を発見した場合は、消防署及び災害対策本部に対して消火又は救助を要請し、他者が到着するまで応急対応を行い、他者が到着後は安否確認を継続する。

　・避難者を安全なところに待機させておき、安否確認が終了した後、揃って避難所へ避難させる。

|  |  |
| --- | --- |
| 地震時避難場所 |  |

**【給食・給水班】**

　　・地震災害の初動時には、避難誘導班とともに地域住民の安否確認を行う。

・市から提供された飲料水、水道、井戸等により確保した飲料水により給水活動を行う。

Ⅵ　風水害時の活動

災害警戒（対策）本部体制の確立

次の事象が生じたときは、自主防災会役員及び総務・情報班は、自主的に○○○に集まり、災害警戒（対策）本部を設置する。

|  |  |
| --- | --- |
| 災害警戒本部 | 大雨･洪水警報が発表されたとき |
| 災害対策本部 | 避難情報（高齢者等避難、避難指示）が発令されたとき土砂災害警戒情報が発表されたとき |

災害警戒本部設置時の対応（風水害）

**【自主防災会役員と総務・情報班】**

　・緊急連絡網により、自主防災組織の会員（地域内の全世帯）に災害警戒本部の設置を連絡する。

　・避難行動要支援者に対して、個別支援者を通じて災害警戒本部の設置を連絡する。

　・総務情報班は、集合後、テレビやインターネット等により気象情報を収集する。

　・総務情報班は、地域住民に注意喚起をする。

**【水防・消火班】**

　・班長の指示により、区内の危険箇所や冠水箇所をパトロールする。

　・異常があった場合は、本部へ連絡する。

**【救出・救護班】**

　・救助用具をすぐに持ち出しできるよう事前準備を行う。

**【避難誘導班】**

　・避難行動要支援者の所在（自宅か自宅以外か）を電話連絡等にて確認し、避難の必要性を事前に確認する。

　・避難行動要支援者に対して、いつでも避難できるように非常持出品（食料、常備薬等）等避難のための事前準備を促す。

**【給食・給水班】**

　・非常食など備蓄物資の点検を行う。

**【その他の班員】**

　・直接役割の無い班員は、班長からの指示があるまで自宅待機とする。

災害対策本部設置時の対応（風水害）

**【自主防災会役員と総務・情報班】**

　・会長は、気象状況や河川水位の把握に努め、各班に指示を出し対応に当たらせる。

　・各班長は、会長の指示により災害対応に当たる。

　・総務情報班は、災害情報を収集し、必要に応じて地域住民に伝達する。

　・総務情報班は、地域住民の安否情報を集約し、随時会長に報告する。

　・総務情報班は、各班から入手した情報を整理し記録する。

**【水防・消火班】**

　・河川水位が堤防高近くになった時や内水氾濫の恐れがあるときなどに、浸水被害を防ぐため、地域内の必要な場所に積土のうを行う。また、市や消防からの要請に協力する。

**【救出・救護班】**

　・救助が必要な者を救助する。

**【避難誘導班】**

　・警戒レベル３高齢者等避難を避難支援開始の目安とし、避難行動要支援者の避難支援を行う。

　・水平避難が必要な地域住民に対して、電話等で避難の呼びかけを行う。

　・警戒レベル４避難指示を合図とし、水平避難が必要な者を一定のエリアごとになるべく集団で避難させる。

|  |  |
| --- | --- |
| 風水害時避難場所 |  |

**【給食・給水班】**

　・備蓄物資や各家庭から持ち寄った食材で炊き出しを行い、災害対応従事者の後方支援を行う。

　・水害時の避難所における食料、飲料水、毛布などは避難者が各自で持参することが原則であるが、不足が生じる場合に備えて、予め準備しておく。

安否確認の方法について、例を３パターンを掲載しております。組織内で検討して、必要に応じて修正してください。

Ⅶ　安否確認の方法

パターン１　訪問型

　・避難誘導班が、各世帯を訪問して安否を確認し、安否確認の結果を総務情報班へ報告する。

パターン２　掲出型

　・各世帯は、無事であることがわかるように玄関やドアノブ等に安否確認用の黄色いタオル（張り紙等でも可）を掲出し、安否を知らせる。避難誘導班は、黄色いタオル等の掲出がない世帯を訪問し安否確認を行い、安否確認の結果を総務情報班へ報告する。

パターン３　報告型

　・各世帯は、無事の場合には、自分が所属する自治会の班の班長に無事であることを伝える。報告を受けた自治会の班の班長は、安否確認の結果を避難誘導班へ報告し、避難誘導班は総務情報班へ伝達する。

　※１と２の組み合わせが一番良いと思われますが、各組織の方法を検討してください。

Ⅷ　避難所運営

・災害時における避難所管理・運営については、施設管理者、避難者、災害ボランティア団体等の協力を得ながら自主的に行う。また、市からの要請に協力するものとする。

Ⅸ　避難のルール

共通事項

　・非常時持出品を確認し、それを持って避難する。

　・避難の際は、隣近所に声をかける。

　・地域外へ避難する場合は、班長へ連絡をする。

地震時

　・グラっと来たら、まず身の安全を確保する。

　・揺れがおさまったら火の始末を行う。

　・家族等の安否確認や屋内の安全確保をする。

　・無事であることがわかるように玄関やドアノブ等に安否確認用の黄色いタオル（張り紙等でも可）を掲出し、安否を知らせる。

　・隣近所の安否確認を行う。

・避難をする時は、通電火災等の二次災害発生防止のため、電気器具等の電源を切り、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉める。

風水害時

ハザードマップ等を活用して自分がいる場所の状況を事前に確認し、想定される事象により避難方法を選択する。

なお、安全な場所にいる人は避難する必要はありません。

【家屋倒壊等氾濫想定区域の内側にいる場合】

　・危険な状況になる前に、安全な場所へ避難をする。

【土砂災害（特別）警戒区域の内側にいる場合】

　・土砂災害警戒情報が発表されたら、安全な場所へ避難をする。ただし、マンション等の上層階に住んでいる場合は、自宅で安全確保をすることも可能。

【浸水想定0～0.5ｍの区域にいる場合】

　・床下浸水が想定される区域であるため、自宅で安全確保を図る。避難する場合は、早めに安全な場所へ避難する。

　・浸水時に水道や電気、下水道が使用できないことが想定されるため、自宅で対策をする。

【浸水想定0.5～3.0ｍの区域にいる場合】

　・床上浸水が想定されるが２階までは浸水しないため、自宅の２階で安全確保を図る。避難する場合は、早めに安全な場所へ避難する。

　・浸水時に水道や電気、下水道が使用できないことが想定されるため、自宅で対策をする。

【浸水想定3.0ｍ以上の区域にいる場合】

　・早めに安全な場所へ水平避難をする。

Ⅹ　他組織との連携

防災訓練や災害時の応急活動については、地域内の各種団体、他の自主防災組織や災害ボランティア団体等と連携を図り、相互に協力しあうものとする。

Ⅺ　計画の継続的な見直し等

・この計画は、地区の防災力を向上させるため、自主防災組織の活動における問題点や課題の解決に向けた具体策を検討し、必要に応じて修正を行う。

　・訓練の機会や日頃の話合いを通じて、計画の見直しに取り組むものとする。

　・計画を見直した場合は、説明会やチラシ等により地域住民全体に伝達し、市へ報告する。